

# 津山市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく許可申請

## 提出書類一覧

### I. 現状変更行為の許可申請時

【必要部数】各2部（正副）

【共通して提出する書類】

- ・現状変更行為許可申請書（様式第1号）

行為の種類	添付する書類
・建築物の新築等*1  ・工作物の建築等	①縮尺 1/1,000 以上の位置図 （都市計画図等対象物件の位置がわかるもの） ②縮尺 1/200 以上の配置図 ③縮尺 1/100 以上の設計図 （平面図・立面図・断面図等） ・現状変更行為の内容がわかるものとしてください ④現状変更行為に係る現況カラー写真 ⑤現状変更行為に係る部分の色彩・材質等がわかるもの （材料メーカー発行のカタログ等） ⑥その他参考書類
・宅地の造成等*2 ・木材の伐採 ・土石類の採取 ・水面の埋立	①縮尺 1/1,000 以上の位置図 ②縮尺 1/200 以上の配置図 ③縮尺 1/100 以上の設計図 ④現状変更行為に係る現況カラー写真 ⑤その他参考書類

\*1 新築・増築・改築・移転・除却又は修繕・模様替え・色彩の変更で外観を変更するものが対象となります。

\*2 造成その他の土地の形質の変更が対象となります。

### II. 現状変更行為の完了時

【必要部数】各2部（正副）

【提出する書類】

- ・現状変更行為の完了届
- ・現状変更行為完了後の写真

〈お問い合わせ先〉

津山市 産業文化部 歴史まちづくり推進室

TEL 0868-32-2700

FAX 0868-32-2154

mail machizukuri@city.tsuyama.lg.jp